

船橋市慢性疾病児等地域支援協議会医療的ケア児等コーディネーター部会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市慢性疾病児等地域支援協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、船橋市慢性疾病児等地域支援協議会医療的ケア児等コーディネーター部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児等の支援調整に関する情報交換
- (2) 医療的ケア児等の支援調整に関する課題検討
- (3) 医療的ケア児等コーディネーターと各関係機関の相互連携
- (4) その他、医療的ケア児等の支援調整に関し必要な事項の協議

(組織)

第3条 部会は、協議会設置要綱第6条の規定により置く委員20名以内をもって組織する。

2 委員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(意見聴取)

第4条 部会において特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を参考人として出席を求め、その意見を聴取することができる。

(秘密保持)

第5条 委員及び参考人等は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、療育支援課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。